

貴族院會議國庫補助法案特別委員會議事速記錄第五號

付託議案(追加)

地方學事通則中改正法律案

青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキ者
ノ就業時間ニ關スル法律案
昭和十四年三月二十二日(水曜日)午後三
時三十八分開會

○
セイタウ
（例舊徳川家藏本）
長貞三り開會到
シマス、青年學校令ニ依リ就學セシメラル
ベキ者ノ就業時間ニ關スル法律案ヲ御説明
ヲ願ヒマス

○國務大臣(廣瀬久蔵君) 只今議題ト成リ
マシタ青年學校令ニ依リ就學セシメラルベ
キ者ノ就業時間ニ關スル法律案ニ付テ説明
致シマス、青年學校ノ義務制ハ昭和十四年
致モト前記の如きノ事項ニ付テハ、

慶ヨリ實施サレル豫定テアリマスハテ
本法案ヲ提出シ年少労働者ノ心身ノ保護ヲ計

リ併セテ青年學校教育ノ效果ヲ擧ゲムトスル
趣旨アリマス、以上ノ趣旨カラ青年學校令

ニ依リ就學セシメラルベキ者ノ就業時間ニ
新タニ制限ヲ加ヘル必要ヲ認メ、茲ニ本法
案ヲ提出シタ次第アリマス、次ニ本法案
ノ内容ニ付テ説明致シマス、第一ハ本法ハ、
現在工場法、鑛業法ニ基ク命令又ハ商店法
ニ於テ既ニ就業時間數ノ制限ニ關スル規定

ノ適用ヲ受ケテ居リマスル十六歳未満ノ者
デ、青年學校ニ就學セシメラベキ者ニ付
キ、新タニ就業時間ノ制限ヲ設ケムトスル
モノデアリマス、第二ニ本法ハ青年學校ニ

第一、次ニ國防、モウ一ツ言フテ文化ノ力
其ノ他多々アリマセウガ、マア大體ニ於テ
國民ノ總力ヲ増スト、斯ウ云フ意味デアル
ノデアリマス、而シテ是ハ實ハ現ニ實務ニ
從事シテ居ル者ガ大多數デ殆ド全部デアリ

マセウカラ、家庭ニ居ル者ノ外ハソレガ五箇年間、或ハ目下普通科ヲ設ケレバ、算用スレバ七年間、之ヲ學校へ就學サセルト云

フコトハ非常ニ困難デアリマシテ、各種ノ
關係機關ガ出來得ルダケ一ツ「ベスト」ヲ盡
シテ協力ヲセナケレバ其ノ效果ハ舉ルマイ
ト思ヒマス、義務制ガ長クテ、十數年ノ後
ギ一々バ委託ノ實ハ墨ガラス、所ア云

テナケレハ義務制ノ實ノ事カラニ
期ウ云

其ノ點デ實ハ青年學校ノ補助費ノ際ニモ質問應答ガ交換セラレタノデアリマス、私ハ

贊成ノ意見ヲ述べマシタ時ニ希望ヲ述べテ
置イタノデアリマスガ、其ノ一ツノ現レ
トシテ厚生省ノ御協力ガ此處ヘ現レテ來テ
居ルト見ナケレバナリマセヌ、モウ一ツ基
ク所ヲ言ヘバ、青年學校ノ施設ノ要綱ヲ過
日規定シマスル時分ニ、マダ是ハ勅令ニモ

出テ居リマセヌガ雇傭主ノ如キ者ニ一種ノ
義務ヲ置イテ、先ヅ以テ就學ヲ妨グルコト

ヨシテハナラヌゾト、斯ウ云フ勅令上ノ義務ガアル、恰モソレガ小學校ノ教育ニ於ケルガ如シ、斯ウ云フコトダケハ要綱ニ決メマシタ、ソレデマア詰リ是ガ現レテ來マシテ、ソレガ一步進ンデ、就業時間ノ中ニ算用

セラレ、就學時間ガ……而シテ保護ヲ與ヘ
ル、賃錢等ハ當然給與セラレル、斯ウ云フ
コトデアリマセウ、ソレダケデハ足ラヌノ

デアリマス、況ヤ是ハ滿十六年未滿ノ者デ
アリマシテ、前ノ法律ニ規定シテアル年齢
ヲ御取リニナツタヤウデアリマスガ、寧ロ心配
ナノハ十六以上十七、十八、十九、實ハ是

ハエライ話テアリマスニンナニトハ用
來ルカト私共ハ初メハ思ツタノデアリマ

ス、マアヤルト云フコトデ掛リマスカラ、
其ノ方ノ何ヲ周到ニ御配慮ニナラヌト云フ

ト、十六歳以上ハ構ハヌ、斯ウ云フコトデ
ハ第一アツテハナラヌノデアリマス、ソンナ
コトヲ考ヘマシテ、是ハ教育審議會デ審議
シタ時分ニモ、審議會ノ方デハ答申ヲ付ケ
マシテ、其ノ法律上ノ「ネガテイブ」ノ義務
ノ外ニ、雇傭主ニ對シテモ相當ノ義務ヲ課

スルコトハ就學督勵上勿論必要アリマス
ガ、如何ナル程度ニ於テ之ヲ強制スペキカ
ハ相當熟慮ヲ要スルコトト思ヘレマスノデ、
本會ニ於ケル各種ノ論議ヲ考察シテ、當局
ニ於テ勞勵ニ關スル主務官廳トモ協議シテ、
最モ妥當ナル方策ニ出デラレムコトヲ希望
スル次第デアリマス、斯ウ云フコトヲ「希望
條項トシテ述べテ居リマス、實ハ是ガ「リ
ヤライズ」出來ヌト、唯、今度ノ制限ダケ
デ後ハ厚生省ハオ構ヒナシ、協力モセヌ、
斯ウ云フコトデアリマスト、産業ノ力ハ目
前ニハ減リマスマイケレドモ、就學ノ義務
ノ普及徹底ハ出來ヌ、斯ウ云フコトニナル
ダラウト思フノデアリマス、色々ノ御尋ネ
方ハアリマセウケレドモ、一ツ極ク自由ナ
御答ヲ得ル爲ニ、此ノ法律以外ニ今後ドウ
承ッテ置キマス、或ハ又其ノ御答ニ依リマシ
テ、私ノ大半ノ心配ハ解ケルダラウト思ヒ
マス、モウ少シ具體的ニ申シマスト、是ハ
法律ニ依ヅテ、法律ニ規定シテアル制限ノ又
ソレニ關スル規定デアリマスカラ、是ダケ
デアリマスガ、十七歳カラ十九歳迄ニドウ云
フコトヲ御考ニナツテ居リマスカ、即チ其
ノ義務制ノ就學ヲ妨ゲルコトヲ得ズ、斯ウ

云フコトヲ言ヘバ、一步進ヌバソレヲ獎勵シテ、其ノ法律ノ……其ノ勅令ノ義務、今日デ言ヘバ勅令デアリマセウ、勅令ノ義務制ノ義務ヲ完ウセシメナケレバナラヌ、貫徹セシメナケレバナラヌ、斯ウ云フコトニ付テハドウ云フヤウナ工場商店等ニ對シテ、法律以外ニ或ハ命令デ、或ハ省令ニ依リマシテナリ、斯ウ云フコトヲヤッテ見ル積リグ、斯ウ云フ御考ガアレバソレヲ承ツテ置キタインデアリマス、言葉ヲ換ヘテ言ヘバ矢張リ十七歳ニナツテモ十九歳迄ハ就學サセル、斯ウ云フヤウナコトガ實行セラレヌト、ソレハ初ヌニ完ウシテ、終ニ丸デ穴ガ明イテ居ルト云フヤウナ就學獎勵法ニナルダラウト思フノデアリマス、何カソレハ法律ヲ俟タヌデ勅令、或ハ省令デヤッテ見ル積リデアル、文部省ノ省令デヤルカ、或ハ厚生省ノ御考ニ依ル命令デヤルカ、其ノ御考ガ今アリマスカ、是ハ三年後デアルカラ其ノ時ヤルト云フ御考ナラソレデモ、ソレ迄ニ完璧ノ御調べヲ願ツテ置カナケレバナラヌ、斯ウ云フコトニナルノデアリマスガ、先ヅソレヲ一つ伺ツテ置キマス

ノ者ニ付テモ矢張リ同ジヤウニ、就業時間ニ付テ制限ヲシナイト趣旨ガ徹底シナイデハナイカ、誠ニ御尤ニ存ジマス、唯私共ノ方カラ見マスト云フト、此ノ現在十六歳未満ガ保護職工トシテ保護サレテ居ル譲デアリマス、ソレ以上ノ職工ハ就業時間ニ付テハ一應制限ノナイ形ニ、制度上一般的ノ制限ハナイノデアリマス、ソコデ此ノ勞働法規トシテ十六歳以上ノ者ニ付テハ此ノ保護ヲ擴ガルト云フコトニナリマスト、現在力ラ見マスルト、十六歳カラ二十歳迄ノ間ノ勞働者ノ働く云フ者ガ、産業上ナカ／＼重要ナモノデアリ、教育ノ上デモ必要デアリマスガ、非常ニ産業上デモ重要デアル、ソコデ現在保護職工ノ範圍ヲ擴ガルト云フコトハ餘程考ヘナケレバナラヌムヅカシイ問題、産業上ノ點カラ非常ニムヅカシイ問題デ、ソコデ先づ今日トシテハ保護職工トシテ現ニ用ヒラレテ居ル十六歳以下ノ所デ、此ノ規定ヲ致シテ置イテ、サウシテ一般ノ産業ニ對シテ、今ノヤウニ事變ニ於テ産業上非常ニ勞働ニ對スル要求ノ強イ時ニ、十六歳以上ノ者ニ觸レタ規定ヲ設ケルコトハドウカ、寧ロ是ハ此ノ際避ケテ置イテ、將來一ツ十分研究ヲシテ行カウ、殊ニマア義務制ガ施行サレテモ當分時間モアルコトデアリ

マスカラ十分研究ヲシテ行カウ、將來ノ問題トシテハ此ノ點ハ非常ニ御説ノ通り重要
育ニ關スル關係、兩方カラ能ク睨ミ合セテ尙能ク十分ニ研究シテ行キタイ、今日ノ現
狀ニ於テハ先づ十六歳ヲ以テ制限ノ規定ノ適用範圍トシテ置クカ、十六歳以上ノ問題トスルカハ將來ノ問題トシテ十分研究ヲシテ行カウ、斯ウ云フ積リデアルノデアリマス

○田所美治君 法律ヲ以テ改正スル、工場法ヲ改正シ、礦業法ヲ改正シ、或ハ商店法モ改正スルトカ云フ法律ノ問題ニナリマスト、ソレハ一ツマダ期間ノアルコトデアリマスカラ考ヘルト云フコトデ十分ダラウト思フノデアリマスガ、勅令或ハ省令デ、兩省ノ省令ガ要ルカモ知レマセヌガ、或ハ勅令省令デ出來ルコトカモ知レマセヌガ、此ノ前ノ一體青年教育ヲ義務制ニスル場合ニ、是ハ厚生大臣勿論御承知デゴザイマセウガ、其ノ前ノコトモ、數年前ノ平生君ガ文部省ニ居リマシタ時分ノコトナドモ新聞ニ散見シタリ、話モ聞キマシタガ、雇傭主ニハナカナカ重大ナ責任ヲ負ハシテ居ツタヤウニ思フノデアリマス、先達テ來義務制、今度ノ義務ヲ法律デ何故ヤラヌカト、斯ウ云フ

御質問ガアッタ、其ノ中ニ平生文相ノ時分ニハ法律デヤッタ案モ出来テ居ツタヤウニ承マスガ、其ノ唯一ノ條項デス、私ハ唯一ノ條項ト思ヒマス、其ノ唯一ノ條項ハ即チ此ノ場合ニ保護者ノ：：義務教育ナラ年限延長デアリマスガ、雇傭者ノ就學獎勵ノ義務ヲ果サナイ場合ニ於テノ制裁ノ規定ヲ設ケル、ソレハ法律ガ要ルカラ、斯ウ云フ意味デ加ヘラレテ居ツタ案ガ義務教育ノ時ニ出来マシタ、續イテ又最近ソレニ倣ッテ今度ノ青年教育ヲ現當局ガ諮詢シマシタ場合ニ、是ハ教育審議會ノ關係デアリマシタガ諮詢シタ場合ニ、矢張リ是ハ勅令ニスル、法律ニスルト云フ問題ハ別問題ト致シマシテ、保護者ノ義務ニ對スル制裁ハ矢張リ課シテ居ツタ、ソレハ審議ノ末ニ其ノ條項ヲ削リマスガ、ソレハ日本ノ父兄若シクハ國民ノ向學心ト云フモノニ依頼シテ宜シイ、今日迄國民教育スラサウシテ居ルカラ、之ニ續クト言フカ、是ト同様ノ重サヲ持チマセウ、青年教育ニ遠カニ法律ヲ以テ制裁ヲ附スルト云フ迄ノコトヲ考ヘル必要ハナイ、斯ウ云フ意味デ全會一致ニナリマシテ制裁ヲ

チ途中デ此ノ案ハ當局デ撤回ヲシマシタ、サウシテ制裁ナシノモノニナリマシタ、其ノ代リトシテ詰リ其ノ精神ハ同ジコトデアリマスカラ、只今先程讀ミマシタヤウナ、唯妨ゲザルノミナラズ相當ノ獎勵方法ヲ雇傭主ニ義務ヲ負ハス、斯ウ云フコトガ必要ダカラ文部當局ト主管官廳ト協議シテ妥當ナル方策ニ出デラレムコトヲ望ムト云フコトニナリマシテ、制裁ニ代ヘルニ道徳上ノ行政廳ノ獎勵方法デ督勵ヲスル、斯ウ云フコトヲ主管官廳即チ厚生省ト協議ヲシテヤルヤウニ、斯ウヤッタノデアリマスカラ、是ハ一つノ重點ナンデス、デ其ノ現レデ一部此處デ出來テ參リマシタガ、是ガ義務ニナリマスノハ二年先デアリマスケレドモ、十六歳以上ノ義務ニナシテ來ルノハ三、四年先デアリマセウガ、今日ニ於キマシテモ之ヲ御出シニナルト同時ニ一人デモ餘計任意制ノ今日デモ就學ノ獎勵ト云フモノヲ御執リ願ハヌト困ル、國運ノ進歩上必要デアルト云フ國防力ノ増進上必要デアル、產業力ヲ殖民ノ向學心ト云フモノニ依頼シテ宜シイ、今日迄國民教育スラサウシテ居ルカラ、之ニ續クト言フカ、是ト同様ノ重サヲ持チマセウ、青年教育ニ遠カニ法律ヲ以テ制裁ヲ附スルト云フ迄ノコトヲ考ヘル必要ハナイ、斯ウ云フ意味デ全會一致ニナリマシテ制裁ヲ

ヲ取レ、斯ウ云フコトニナッテ居リマス、即チ途中デ此ノ案ハ當局デ撤回ヲシマシタ、サウシテ制裁ナシノモノニナリマシタ、其ノ代リトシテ詰リ其ノ精神ハ同ジコトデアリマスカラ、只今先程讀ミマシタヤウナ、唯妨ゲザルノミナラズ相當ノ獎勵方法ヲ雇傭主ニ義務ヲ負ハス、斯ウ云フコトガ必要ダカラ文部當局ト主管官廳ト協議シテ妥當ナル方策ニ出デラレムコトヲ望ムト云フコトニナリマシテ、制裁ニ代ヘルニ道徳上ノ行政廳ノ獎勵方法デ督勵ヲスル、斯ウ云フコトヲ主管官廳即チ厚生省ト協議ヲシテヤルヤウニ、斯ウヤッタノデアリマスカラ、是ハ一つノ重點ナンデス、デ其ノ現レデ一部此處デ出來テ參リマシタガ、是ガ義務ニナリマスノハ二年先デアリマスケレドモ、十六歳以上ノ義務ニナシテ來ルノハ三、四年先デアリマセウガ、今日ニ於キマシテモ之ヲ御出シニナルト同時ニ一人デモ餘計任意制ノ今日デモ就學ノ獎勵ト云フモノヲ御執リ願ハヌト困ル、國運ノ進歩上必要デアルト云フ國防力ノ増進上必要デアル、產業力ヲ殖民ノ向學心ト云フモノニ依頼シテ宜シイ、今日迄國民教育スラサウシテ居ルカラ、之ニ續クト言フカ、是ト同様ノ重サヲ持チマセウ、青年教育ニ遠カニ法律ヲ以テ制裁ヲ附スルト云フ迄ノコトヲ考ヘル必要ハナイ、斯ウ云フ意味デ全會一致ニナリマシテ制裁ヲ

此ノ議會ニハ間ニ合ヒマスマイカラ、次ノ議會ニ出スヨリ外仕様ガナイト思ヒマスガ、命令以下デマダソコ迄御考ニナッテ居ラスケレバ是非御考慮ヲ願ヒタイト思フノデアトニナルト、文部省ダケデハ分リマスマイ、工場鑛山其ノ他仔細ナ現狀ニ基キ、又將來出来得ル方法ヲ法律ニ依ラズシテ御執リヲ願フト云フコトモ亦爲スベキ事ガ澤山アルダラウト思ヒマス、其ノ邊ニ付テ何カ又ヤツテ見ルト云フヤウナコトガ、此ノ法律以外ニアリマシタナラバ参考ニ承ツテ置キタウ存ジマス、ソレダケマア伺ツテ見マセウ○國務大臣(廣瀬久忠君) 現在ノ所ト致シマシテハ御心配ノ點誠ニ御尤デアリマスガ、又一面非常ニ產業上ノ關係モアリマスモノデスカラ、工場法或ハ鑛山法ノ所謂保護職工制度ヲ變ヘルト云フコトハナカヽムヅカシイ點ガアルト思ヒマスガ、併シ今御話ノヤウニ法ヲ變ヘナイデ何等カノ方法ハナカ、現在義務制デナミ青年學校、此ノ問題ニ付テハ私共ノ方デモ事實上ノ行政手段ト思フノデス、此ノ青年學校ヲ文部省ガ工部省ノ施設ニアリマスガ、即チ學校ヲヤレバ工場ハ力ヲ増ス、產業力ガ殖エル、一時

間ノモノガ一時間半或ハ二時間ノ働ヲ學校ノ爲ニ覺エテ來ル、斯ウ云フコトガ相俟チマシテ此ノ制度ガ出來テ居ルト、斯ウ私ハ了解シテ居ル、工場主ニ於キマシテモ一日一時間トカ是ハママア全體デ二百時間デアリマスカラ此ノ法律ニ出テ居リマス就業時間ノ中ヘ、就學時間ヲ加ヘテヤルト云フコトハ、是ハ大キナコトノヤウデ實ハ差引スルト工場主ガ得スル話デ、ソレダケ適切ナコトヲ覺エテ來ルノデアリマスカラ、喜ンデヤラナクテハナラヌ、無論賃銀ヲヤッテモ宜シイ、時間割ノ賃銀ヲ差引クナント云フクトハシナクテモ宜シイ、斯ウ云フコトダラウト思ビマス、其ノ考ガ能ク工場主ニ徹底ヲシマシタナラバ、固ヨリ皆向學心ノ強イ國民デアリマシテ、只今申上げタヤウナ徑路ヲ取ツテ居リマシテ、制裁迄モナクシテシマッテ、工場主ニ一二罰金ヲ課スル斯ウ云フ規定迄ナクナツテシマフ、斯ウ云フ場合デアリマスカラ、少ノ御督勵ヲ願シテ、文部當局ヲ助ケテ御ヤリニナツタナラバ、其ノ點ハ餘程便宜ヲ得ラレヤシナイカ、斯ンナヤウニ思ハレルノデゴザイマス、厚生大臣ハ固ヨリ内務行政ニ精通ノ御方デアリマスルシ、又近來御配下ノ工業ハ御周知ノコトデアリマスルカラ、其ノ邊ニ付テ一番驚ト御考ヲ願ヒマシテ、

今ノ保護年齢ト申シマスカ、保護兒童ト云
フカ、保護職工ト云フカ、保護職工ノ年齢
ヲ思ヒ切ッテ十九迄ニシテ戴キタイ、ソレガ
行ケバ此ノ上モナイ、法律デモ十九歳未満
ノ者ト、假令ヘ工場法、工業法等、色々勞
働時間モ關係モアリマシテモ、此ノ就業ガ此ノ
法律ノ關係ニ於キマシテハ、法律デヤレバ
十九歳迄ヤツテシマツテ差支ナイヂヤナイ
カ、其ノヤウニモ考ヘラレルノデアリマス、
併シソレハ一步讓ッテヤルトナレバ、只今ノ
ヤウナヤリ方ガ爲シ得ルコトデハナイグラ
ウカ、序デニ御話ガアリマシタカラ伺ッテ
置キマスノハ、現在從來工場ダトカ、或ハ
鑛山ダトカ、鑛山ハ少シク厄介カモ知レマ
セヌガ、工場主ノ分ツテ居ル者ハ、毎日一時
間トカ、三十分トカ、是ハ二百時間デアリ
マスカラ、實ニ僅カナモノデアリマス、若
シゾレ教練デモ止メニシマスレバ數十時
間、七八十時間位、マア「ミニマムアワー」
デヤレバ宜イ、斯ウ云フ譯デアリマスカラ
チヨット竿頭一步ヲ御進メ下サレバ、此ノ法
律ノ趣旨ハ滿十九迄及ビ得ル施設ガ直チニ
ト思ヒマスカラ、此ノ邊ハ十分御考慮ヲ私
ル所ノ私共產業上カラ外ニモ事情モアラウ
ト思ヒマスカラ、此ノ邊ハ十分御考慮ヲ私

ハ願ヒタイ、斯ウ思ツテ居リマス、何カ御考
ガゴザイマスレバ此ノ際承ハリタイ
○國務大臣(廣瀬久忠君) 此ノ問題ニ付キ
マシテハ尙御心配ノ點誠ニ御尤デアリマス、
現在ハ行政上ノ手段デヤツテ居リマスルガ、
將來ノ問題トシテ十分研究ヲサシテ戴キタ
イト思フノデアリマス
○田所美治君 モウ一ツ伺ツテ置キマス、
チヨット申上ゲマシタ此ノ工場法ヤ工業法
等ニ依リマス商店法ハマア此ノ間私共關係
致シマシタガ、其ノ何デゴザイマスカ、其ノ
所謂保護年齢デスカ、保護年齢ト云フモノ
モノハ本法ハ其ノ儘ニシテ置イテ斯ウ云フ
趣旨ノ此ノ法案ヲ擴張スルト云フコトハ出
來ルコトデゴザイマスカ、マア極ク分り切ッ
タコトデアリマスケレドモ御尋シテ置キ
マス、例ヘバ此ノ法律ヲ今度マア産業上ノ
コトハ第一ニ御考ニナッテ、或ハ私ノ申スヤ
ウニソレハ學校ニ行ッタ方ガ產業ガ増スノ
ダト、思ヒ切ツテサウ云フ案ヲ御出シニナッ
テモ私ハ差支ナカッタモノデアラウト思フ
者デアリマスガ、今修正スルト云フ御考ハ
アリマセヌケレドモ、直チニハ是デ間ニ合
ヒマスカラ厚生大臣モ將來考ヘルト云フコト
トデアリマスカラ、十六歳未滿ト云フコト
ヲ十九歳未滿ノ者ニ付テト云フコトヲ此處

○政府委員(成田一郎君) 私カラ一應御答
ヲ申上げマス、只今ノ御意見御尤ト存ジマ
スガ、今ノヤウニ致シマス爲ニハ工場法或
ハ商店法ニアリマス十六歳未満ト云フ言葉
ヲ換ヘテ行カナケレバナラヌコトニナリマ
スノデ、サウ致シマセヌト此ノ法律ノ方方
動イテ參リマセヌノデアリマス、其ノ個々
ノ法律ニ定ヌテアリマス就業時間ノ制限ニ
合セテ行クト、ソレト通算スルト云フノ方
本法ノ建前デゴザイマスカラ、今ノ御話ノ
ヤウニ致シマス爲ニハ其ノ元ニナリマス工
場法、商店法等ノ規定ヲ改正致スコトガ前
提トナルト考へマス

○田所美治君 其ノ意味ハ、尙伺ヒマスガ、
工場法等ニ於テ十六歳ヲ限度トシテ何時間
以上ハイカヌゾト斯ウ書イテアル、「スタン
ダード」ガアル爲ニ、ソレト適應セシムル
爲ニ此ノ法律ノヤウニ十六歳ト今ノ所デハ
シテ置カナクチヤイカヌト、斯ウ云フコト
デ以テ十七歳以上ハ法律ハ無制限ダカラ、
十何時間ヤラウ、十四時間ヤラウガ何時間
ヤラウガ差支ナイト、斯ウ云フ譯デアルカ
ラ、此ノ法律ノ斯ウ云フ形式ノ下ニハソレ

ハムツカシイト云フコトデアリマシテ、若シ夫レ學校ニヤルコトガ數十時間、百時間ニ足リマセウ、私ノ考デハ百時間位ノモノデアリマセウ、一年ニソレ位ヤルト云フコトハ產業ノ力ヲ増スコトダカラ宜イコトダト、斯ウ云フコトナラバ勅令以下デモ私ハ出来ルカト思ヒマスガ、ソレモ序デニ政府委員カラ伺ッテ置キマスガ、之ヲ通シテシマツテ後ハ三年四年後迄ハ待タナクチヤナラスト云フモノデナシニ、政府ノ御考デソレガ出來ルト云フモノデアリマセウカ、ソレモ伺ッテ置キマス、二ツ、其ノ點ヲ伺ッテ置キマス、私ハ斯ウ云フコトガ出來ハシナイダラウカト、即チ十三時間ヤッテ居ルモノナラバ、學校ニ二時間行ケバソレデ矢張リ十三時間ト云フ働く看做シテヤルト、斯ウ云フコトガ此ノ法律ノ働く依ラナイデ、或ハ保護年齢ノ「スタンダート」ニ依ラナイデ出來ハシナイカ、假ニ或工場デ十三時間働くセテ居ル所ニ二時間行クト云フ時ト、斯ウ云フコトガ出來マスカ、ソレハ出來ルダラウト思ヒマスガ……

○政府委員(成田郎君) 御答フ申上ダマスカラ、是ハ立法技術ノ問題ニナルカモヲ前提ト致シマシテ規定ヲ致シタノデアリウナコトニ直ニ參リ兼ネルノデアリマス○田所美治君 私ハ立法ノ形式ナドヲ御尋ねシテ居ルノデアリマセヌ、唯サウ云フ點ヲ舉ゲテ戴キタイ、ソレガ厚生省ノ矢張厚生ノ目的ヲ達成スル上ニ付テモ、亦教育ノ目的ハ勿論デアリマスガ、根本ヲ貫ク上ニ於テモ、ソコガ兩省ノ御協力ノ全キヲ期スルダラウト斯ウ思ヒマスカラ、ソレハ其ノコトニシテ之ヲ全部大臣ノ言ハレルヤウニ御考慮ヲ願ヒタイト思ヒマス、此ノ法律ノ形式論デハ些トモナイノデアリマス、私ハソラバ、學校ニ二時間行ケバソレデ矢張リ十三時間ト云フ働く看做シテヤルト、斯ウ云フコトガ此ノ法律ノ働く依ラナイデ、或ハ保護年齢ノ「スタンダート」ニ依ラナイデ出來ハシナイカ、假ニ或工場デ十三時間働くセテ居ル所ニ二時間行クト云フ時ト、斯ウ云フコトガ出來マスカ、ソレハ出來ルダラウト思ヒマスガ……

○委員長(侯爵徳川義親君) 其ノ他ニ御質問ハゴザイマセヌカ、デハ討論ニ移リマスガ、御意見ハゴザイマスマイカ○田所美治君 本案ニ對シテハ異議ゴザイマセヌ、唯、今申上ゲルヤウナ希望ヲ御實行ニナリタインデアリマス○「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵徳川義親君) 本法案ハ、青年學校ガ義務制ニナシタ關係上當然必要ナスガ、先程モ御答ヘ致シマシタ通り此ノ法律ノ建前上ニ於キマシテハ、根本ノ工場商店其ノ他ノ法律ヲ土臺ニ致シマシテ、此ノ中ニ書イテアリマス就業時間數ト云フモノ存ジマセヌガ、此ノ形ノ儘デハ今御話ノヤウナコトニ直ニ參リ兼ネルノデアリマス○田所美治君 私ハ立法ノ形式ナドヲ御尋ねシテ居ルノデアリマセウネ、例ヘバ第三條ニ「幼稚園ニ關スル費用」ナドト云フノデ、幼稚園ト云フコトモ出テ居リマス、地方學事通則ト云フノハ私モ義務教育關係、國民教育ノ義務ノ關係ノモノダト存ジテ居リマス、市町村制ニ是ハ關係ヲ持ッテ來ルモノデアルカラ整理スル、斯ウ云フ風ニ解釋シテ居リマシタ地方學事通則中改正法律案提出ノ理由ヲ私カラ御説明申上げタイト存ジマス、青年學校教育義務制ノ實施ニ當リマシテハ、市町村ノ狀況ニ依リ、青年學校生徒ノ教育事務ヲ他ノ市町村等ニ委託シ得ル途ヲ拓クノ必要ガアリマスルコト、尙此ノ機會ニ字句ノ整理ヲモ併セ行ハムガ爲、同法中一二三ノ改正ヲ爲サムトスルモノデアリマス、何卒慎重御審議アラムコトヲ切望致ス次第デアリマス○田所美治君 此ノ第五條ノ「兒童教育事務」下アルノヲ「兒童生徒教育事務」下、「生徒」ト云フ字ヲ御加ヘニナツタ、是ガ眼目ダラウト思ヒマス、ソレカラ「郡」ト「郡制」ハ、其ノ儘ニナツテ居ツタノデ、郡制廢止後其ノ儘残ツテ居ツタカラ、整理シヨウト云フ極ク簡單ナモノダト思ヒマスガ、是ハ整理ヲナサルコトハ

モノダト思ハレルノデアリマスガ、皆様御結構デアリマスケレドモ、此ノ地方學事通則ト云フモノハ、義務教育ダケノ關係デハナイ

ノデアリマセウネ、例ヘバ第三條ニ「幼稚園ト云フコトモ出テ居リマス、地方學事通則ト云フノハ私モ義務教育關係、國民教育ノ義務ノ關係ノモノダト存ジテ居リマス、市町

園ニ關スル費用」ナドト云フノデ、幼稚園ト云フノハ私モ義務教育關係、國民教育ノ義務ノ關係ノモノダト存ジテ居リマス、市町

村制ニ是ハ關係ヲ持ッテ來ルモノデアルカラ整理スル、斯ウ云フ風ニ解釋シテ居リマ

スガ、併シ幼稚園ニ關スル費用モ入ッテ居ル、サウナルト、五條ハ「兒童教育事務」ト云フコトデアリマスカラ、此ノ兒童ト云フ中

へ矢張リ幼稚園ノ生徒モ含ムモノダト云フ解説デ、此ノ學事通則ハ改正シナイデモ宜

トイモノデヤアルマイカト、斯ウマニア御尋ね

シテ見ヨウト思フノデス、若シ嚴格ニ言フ

ト、之ニ幼稚園ト云フ字ガ入ッテ居レバ、幼稚園ニ關係シタ幼兒ト云フモノヲ附加ヘナケレバナラヌ

ト、兒童デモナイ、生徒デモナイ、幼稚園ノ幼兒ト云フモノヲ附加ヘナケレバナラヌ

ト、斯ウ私ハ思ヒマス、第五條ノ委託事務

ト云フ字ヲ御加ヘニナツタ、是ガ眼目ダラウト

ノ如キハ、生徒ダケデハナク、幼兒ト云フモノモ御加ヘニナラナケレバナラヌノデヤ

トイカ、斯ウ云フヤウニ思ハレルノデアリマスガ、聊カ法制局ノ參事官ミタイデアリ

モノモ御加ヘニナラナケレバナラヌノデヤ

トイカ、斯ウ云フ

○政府委員(田中重之君) 只今御話ガゴザ
イマシタヤウニ、地方學事通則ハ、地方ニ
於キマシテ教育ヲ運行シテ行キマスル上ニ
ザイマスルノデ、其ノ地方制度トノ相關涉
致シマスル部分ニ付キマシテ、種々ノ特例
ヲ設ケマシタ爲ニ出來マシタ法律デゴザイ
マス、從ツテ地方學事通則ノ中ニ規定致サ
レテ居リマスル事項ハ、必ズシモ義務教
育、即チ從前デ申シマスレバ尋常小學校ノ
義務教育ニ關スル部分ノミデハナイノデア
リマス、唯併シナガラ第五條ニ於キマシテ
ハ「兒童教育事務」ト書イテアルノデゴザイ
マシテ、「此ノ兒童」ト申シマスルノハ、申
ス迄モナク、我ガ國ノ法令ノ用語カラ申シ
マシテ、小學校ノ兒童ヲ申スノデアリマシ
テ、青年學校ノ如ク、後ニ段々大キクナッテ
參リマスルト、滿十九歲ノ者迄モ含ムト云
フヤウナ實情モゴザイマスルシ、從來ノ用
例カラ申シマシテモ、只今申シタヤウナコ
トガゴザイマスルノデ、今回サウ云フ改正
ヲ致シタイト存ジマシテ、改正案ヲ提出シ
タ次第ゴザイマス、只今御話ノ點ハ實ハ
ク解釋スレバ宜イノデヤナイカト云フヤウ
ナ話合モアックノデゴザイマスガ、只今申上

ゲマシタヤウナ從來ノ言葉ノ用例カラ申シ
マシテモ、又青年學校ノ生徒ノ實情カラ申
シマシテモ、矢張リ此ノ際「生徒」ト云フ文字
ヲ此處ニ書キ替ヘルガ適當デアラウト斯ウ
云フ結論ニ相成リマシテ、大變簡單ナコト
デゴザイマスルガ、改正案ヲ提出致シマシ
テ、御審議ヲ煩ハシマシタヤウナ次第デゴ
ザイマス

○田所美治君 御説明ハ分リマシタ、ソレ
ハ御ヤリニナル方ガ宜カラウト思フ、御ヤ
リニナルナラバ、「幼兒」ト云フ字ヲ入レテ、
矢張リ幼兒、兒童、生徒ト斯ウヤラナケレ
バ、是ハ滿點デヤゴザイマセヌ、併シマア
是ハ其ノ意味カラ見テ、及第二致シテ置キ
マス

○政府委員(田中重之君) 私ノ説明ガチヨッ
ト足リナカッタノデゴザイマスガ、地方學事
通則ハ只今御話ノゴザイマシタヤウニ、各
種ノ教育施設ニ適用致サレルノデアリマス
ガ、此ノ中デ第五條ニ於テ、教育事務ノ委
託、是ハ強制シテ委託スルノデゴザイマシ
テ、相手ノ市町村ニハ受託ノ義務ガアルノ
デゴザイマス、サウ云フ受託ノ義務ヲ課シ
マスルヤウナ部分ハ、是ハ相當制限シテ然
ルベキモノデアラウト考ヘラレマスノデ、
從前ノ法律ニ於キマシテハ、小學校ノ場合

ダケニ限ツテ居ッタノデゴザイマス、今回「生
徒」ト云フ文字ヲ加ヘルノデゴザイマスガ、
第五條ニゴザイマスルヤウニ、其ノ委託事
務ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ限ル次第デゴザ
イマシテ、當局ノ只今ノ考ヘト致シマシテ
ハ、兒童及生徒ノ教育事務ト致シマスルケ
レドモ、差當リハシマシタヤウナ次第デゴ
張リ限ツテ勅令ヲ運用致シタイト、斯様ニ考
ヘテ居ル次第デゴザイマス、其ノヤウナ次
第デゴザイマスルノデ、此ノ際此ノ第五條ノ
改正ニ「幼兒」ト云フ文字ヲ加ヘマスルコト
ハ、實ハ考ヘテ居ラナカッタヤウナ次第デゴ
ザイマス

○委員長(侯爵德川義親君) 其ノ他御質問
ハゴザイマスマイカ

○男爵大森佳一君 質問ハアリマセヌ

○委員長(侯爵德川義親君) 討論ニ移リマ
スガ、別ニ御意見ゴザイマセヌカ

○委員長(侯爵德川義親君) ソレデハ是ハ
御異議ナイモノト認メマシテ、可決致シタ
イト思ヒマス……デハ可決致シマス、ソレ
デハ是デ散會致シマス

出席者左ノ如シ

午後四時十七分散會

委員長 侯爵德川
義親君

副委員長 子爵清岡 長言君

委員 男爵紀 俊秀君

下村 宏君

男爵大森 佳一君

田所 美治君

細田安兵衛君

岩崎 清行君

國務大臣

厚生大臣 廣瀬 久忠君

文部政務次官 小柳 牧衛君

文部省社會教育局長 田中 重之君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部書記官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

文部政務次官 柴沼 直君

厚生省勞働局長 成田 一郎君